

# 別海町議会会議録

第4号（平成24年3月16日）

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 特別委員会付託事件審査結果報告  
平成24年度別海町各会計予算審査特別委員会  
（町長提出議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号）
- 日程第 3 各議案の討論・採決
- (1)平成24年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件  
（町長提出議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号）
- (2)別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について  
（町長提出議案第20号）
- (3)別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について  
（町長提出議案第21号）
- (4)別海町土地対策委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について  
（町長提出議案第22号）
- (5)別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について  
（町長提出議案第23号）
- (6)別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
（町長提出議案第24号）
- (7)別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例の制定について  
（町長提出議案第25号）
- (8)別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について  
（町長提出議案第26号）

- (9) 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第27号)
- (10) 別海町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第28号)
- (11) 別海町立公園条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第29号)
- (12) 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第30号)
- (13) 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第31号)
- (14) 別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第32号)
- (15) 別海町公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第33号)
- (16) 別海町図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第34号)
- (17) 別海町少年会館設置条例を廃止する条例の制定について  
(町長提出議案第35号)
- (18) 町立別海病院建設基金条例を廃止する条例の制定について  
(町長提出議案第36号)
- (19) 北海道市町村総合事務組合規約の変更について  
(町長提出議案第37号)
- (20) 公の施設に係る指定管理者の指定について  
(町長提出議案第38号)
- (21) 町道の路線認定及び廃止について  
(町長提出議案第40号)
- (22) 根室町村等公平委員会委員の選任について  
(町長提出同意第1号)

日程第	4	発議第	1号	再生可能エネルギー等の導入推進を求める意見書について
日程第	5	発議第	2号	子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書について
日程第	6	発委第	1号	エゾシカ等鳥獣被害防止対策の充実・強化を求める意見書

日程第 7 について  
委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 特別委員会付託事件審査結果報告  
平成24年度別海町各会計予算審査特別委員会  
(町長提出議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号)
- 日程第 3 各議案の討論・採決
- (1)平成24年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件  
(町長提出議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号)
- (2)別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について  
(町長提出議案第20号)
- (3)別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第21号)
- (4)別海町土地対策委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第22号)
- (5)別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第23号)
- (6)別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第24号)
- (7)別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第25号)
- (8)別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第26号)
- (9)別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第27号)
- (10)別海町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (町長提出議案第28号)
- (11)別海町立公園条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第29号)
- (12)別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第30号)
- (13)別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第31号)
- (14)別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第32号)
- (15)別海町公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第33号)
- (16)別海町図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第34号)
- (17)別海町少年会館設置条例を廃止する条例の制定について  
(町長提出議案第35号)
- (18)町立別海病院建設基金条例を廃止する条例の制定について  
(町長提出議案第36号)
- (19)北海道市町村総合事務組合理約の変更について  
(町長提出議案第37号)
- (20)公の施設に係る指定管理者の指定について  
(町長提出議案第38号)
- (21)町道の路線認定及び廃止について  
(町長提出議案第40号)
- (22)根室町村等公平委員会委員の選任について  
(町長提出同意第1号)
- 日程第 4 発議第 1号 再生可能エネルギー等の導入推進を求める意見書について
- 日程第 5 発議第 2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書について
- 日程第 6 発委第 1号 エゾシカ等鳥獣被害防止対策の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 7 委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（18名）

1番 木 嶋 悦 寛

2番 松 壽 孝 雄

3番	森本一夫	4番	今西和雄
5番	西原浩	6番	沓澤昌廣
7番	小林敏之	8番	安部政博
9番	瀧川榮子	10番	山田信
11番	丹羽勝夫	12番	松原政勝
13番	戸田博義	14番	戸田憲悦
15番	中村忠士	16番	佐藤初雄
副議長	17番 安田輝男	議長	18番 渡邊政吉

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	水沼猛	副町長	磯田俊夫
教育長	山口長伸	総務部長	小守正
福祉部長	田村秀男	産業振興部長	土井一典
建設水道部長	根本幸三	教育部長	大島登
監査委員事務局長	半田雅代	農委事務局長	森本哲男
病院事務長	真籠毅	会計管理者	上月昭彦
総務部次長	有田博喜	福祉部次長	松本光永
福祉部次長	齋藤英彦	建設水道部次長	天田豊
総務課長	宮部正好	総合政策課長	有田博喜
財政課長	竹中仁	総務課参事	佐藤則夫
税務課長	田保圭乙	福祉課長	佐藤英敏
福祉課参事	清水純夫	町民課長	齋藤英彦
特養建設準備室長	松本光永	保健課長	佐々木勉
農政課長	山崎茂	環境特別推進室長	登藤和哉
商工観光課長	岡田一芳	管理課長	小西健夫
事業課長	天田豊	上下水道課長	永野寛昭

○議会事務局出席職員

事務局長	佐藤次春	主幹	山田一志
------	------	----	------

○会議録署名議員

12番	松原政勝	13番	戸田博義
14番	戸田憲悦		

---

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

少し時間前でございますけれども、皆さん、おそろいでございますので、ただいまから始めたいと思います。

ただいまから、第9日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

12番松原政勝議員、13番戸田博義議員、14番戸田憲悦議員、以上3名を指名いたします。

---

◎日程第2 特別委員会付託事件審査結果報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 特別委員会に付託いたしました議案の審査結果の報告を議題といたします。

ここで、お諮りします。

平成24年度別海町各会計予算審査特別委員会に付託し審査されました、議案第4号から議案第11号までの8件につきましては、全員をもって構成した予算審査特別委員会ですので、委員長の報告は省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

---

◎日程第3 各議案の討論・採決

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 各議案の討論・採決を行います。

平成24年度各会計予算の採決に入る前にお諮りをします。

本件は、全議員で構成する予算審査特別委員会では質疑・討論・採決が行われておりません。つきましては、議会運営委員会の協議に基づき、討論は省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、平成24年度各会計予算の討論は省略することに決定いたしました。

それでは、平成24年度各会計予算の採決に入ります。

これから、議案第4号平成24年度別海町一般会計予算を採決します。

予算審査特別委員会では反対討論がされておりますので、本件については起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成24年度別海町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成24年度別海町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成24年度別海町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成24年度別海町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

予算審査特別委員会では、反対討論がされておりますので、本件については起立により採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成24年度町立別海病院事業会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成24年度別海町水道事業会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

ここで、申し上げます。

ただいま、議案第4号から議案第11号までの平成24年度別海町各会計予算につい

て、すべて決定しましたので、平成24年度別海町各会計予算審査特別委員会は、ただいまをもって解散いたします。佐藤委員長、西原副委員長ともども、委員の皆様、大変御苦労さまでございました。

次に、議案第20号別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

1 番木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 賛成の立場なのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） ちょっとお待ちください。まず、それでは、原案の反対者の発言を許します。この議案に反対の方はおられませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、賛成者の発言を許します。

木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 賛成の立場で討論いたします。

平成18年の給与制度改革において、本来、標準昇給号俸の4号俸が3号俸に抑制されて現在に至っております。このことについて、若手中堅職員の昇給号俸を本来に回復するということが、大変好ましいことであり、号俸の回復については無条件で賛成できるものであります。

ただ、一言申し添えたいことがあります。それは、現給補償を、段階的ではありませんが、廃止するということでもあります。現給補償は、給与制度改革の際に見直された新たな本給と現給に差が生じ、それを現給の水準に回復するまでの間、差額を補償するというものであります。ここに来て、その制度を廃止するということが、実質の給与の引き下げであると思います。

さきに述べていました昇給の抑制についても、都市部の自治体では、手当の名目で号俸抑制分が支給されていましたが、地方にはそういったことを手当する名目がなく、この地域にはなじまないとして、近隣を初め、多くの自治体は抑制を見送ってきましたが、あえて別海町は受け入れ、本来受け取るべき給与を抑制してきたという経緯があるからです。現給が回復するまでの補償をするという約束を、ここに来てほごにするということは、到底許されることではありません。しかしながら、行財政改革を進める中、民間との給与差も考慮に入れ、また、若手中堅の号俸の回復が行われることも考え合わせ、総体として本案には賛成するものであります。

ただ、給与を下げられる職員の心情を少しでもしんしゃくしていただけるなら、今回の号俸回復に合わせて、現給補償対象者の号俸の上乗せをしていただき、現給補償消滅分の担保をしていただければと考えます。



以上で、賛成の討論を終わります。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号別海町土地対策委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

まず、それでは、原案に反対者の発言を許します。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 議案第23号に反対の立場で討論します。

当議案の問題点の第1は、退職所得に係る個人町民税の10分の1を税額控除する特例措置を、平成25年1月1日以降廃止するということとあります。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るのが名目ですが、デフレ不況の状況下での増税は、むしろ問題を深刻にするだけとあります。

問題点の第2は、平成26年度から10年間、個人町民税の均等割を500円引き上げるとのことです。道民税と合わせると1,000円の増税になりますが、名目は震災復興のためということになっています。震災復興のためならば増税もやむを得ないという考えもありますが、それは、納税義務のある者の全部に対して平等であるということが前提であります。震災復興増税が平等であるかという点では、こうした庶民増税を行う一方で、大企業に対しては実質的な減税を実施することになっており、大きな不平等が生まれるというのが、今回の復興増税の実際の姿であります。また、均等割部分の増税は、低所得者の負担を大きくします。収入、利益に応じて、また、負担能力に応じて税負担をするというのが、平等な税制の基本原則であります。応能負担の原則から外れる今回の復興増税には、大きな問題があると言わざるを得ません。

個人消費の冷え込みによって地域経済が疲弊の一途をたどる現実の中での町民に対する増税は、問題を、より深刻にしていくということを指摘して、当議案に対する反対討論いたします。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようでございますので、以上で討論を終わります。  
それでは、これから採決いたします。  
本件については、起立により採決いたします。  
本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(渡邊政吉君) 起立多数であります。  
したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第24号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。  
これから、採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第25号別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。  
これから、採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第26号別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。  
これから、採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第27号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。  
これから、採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号別海町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号別海町立公園条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号別海町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号別海町図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号別海町少年会館設置条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号町立別海病院建設基金条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号公の施設に係る指定管理者の指定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号町道の路線認定及び廃止についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 発議第1号

○議長(渡邊政吉君) 日程第4 発議第1号再生可能エネルギー等の導入推進を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

11番丹羽議員。

○11番(丹羽勝夫君) 再生可能エネルギー等の導入推進を求める意見書の内容について御説明申し上げます。

本町を初め、道内の43市町村が地震防災対策推進地域に指定されております。本町では、平成5年1月に釧路沖地震、平成6年10月に北海道東方沖地震の発生により、大きな地震被害を受けたところであります。北海道は、災害に強く環境負荷の少ない社会の実

現に向けて、再生可能エネルギーを効果的に活用し、道内各地において災害に強い自立・分散型のエネルギー供給のシステムを構築するエネルギーの地産地消を積極的に推進するとともに、水道施設の耐震化や広域化など計画的な整備、廃棄物処理施設の確保を図り、我が国の災害対策と地球温暖化対策に地域から貢献しているところです。

特に本町では、バイオマスタウン構想を掲げ、家畜ふん尿を主としたバイオガスの利活用を積極的に推進し、循環型社会形成に取り組んでおります。また、第6次別海町総合計画でも、太陽光発電の設置補助など事業の推進、ごみ処理・リサイクルの推進、各種水道施設の災害に強い施設の計画的な整備・充実にも力を注いでおります。

このような現状を踏まえ、国において今後の施策の推進や予算編成に当たり、地域での再生可能エネルギー等の導入推進とその財源確保について、十分配慮するよう、本意見書の提案をするものでございます。

内容につきましては、意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第1号再生可能エネルギー等の導入推進を求める意見書。

上記の議案を、別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成24年3月16日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、丹羽勝夫。

賛成者、同、佐藤初雄、同、安田輝男、同、戸田憲悦、同、今西和雄、同、森本一夫。

本道は、43市町村が、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に指定されていることや、過去に北海道東方沖地震や北海道南西沖地震など、大きな地震被害が発生している地帯であり、このたびの東日本大震災においても、2町が特定被災地方公共団体に指定されたほか、北海道沿岸に漂着した震災がれきの処理に取り組んでいる。

北海道においては、災害に強く環境負荷の少ない社会の実現に向けて、全国トップクラスの賦存量と言われる再生可能エネルギーを効果的に活用し、地域において災害に強い自立・分散型のエネルギー供給システムを構築するエネルギーの地産地消を積極的に推進するとともに、水道施設の耐震化や広域化など、計画的な整備、廃棄物処理施設の確保を図り、我が国の災害対策と地球温暖化対策に地域から貢献したいと考えている。

よって、国においては、今後の施策の推進や予算編成に当たり、地域での再生可能エネルギー等の導入推進とその財源確保などに関し、次の事項について十分配慮するよう強く要望する。

記。1、地域での再生可能エネルギー等の導入を支援するグリーンニューディール基金事業の継続及び低炭素社会に移行するための基盤整備に使えるよう、その拡充と財源確保を図ること。さらには、事業の実施に当たって、地域の実情に応じて多様な活用が可能となるよう配慮すること。

2、水道施設の耐震化や広域化など、計画的な施設整備を図るため、水道施設整備費に係る予算の確保を図ること。また、廃棄物の再資源化や適正処理などに必要な廃棄物処理施設及び生活排水処理に必要な浄化槽の整備促進を図るため、循環型社会形成推進交付金に係る予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日。

北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 発議第2号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第5 発議第2号子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

5番西原議員。

○5番（西原 浩君） 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書の内容について御説明申し上げます。

現在、国では、子ども・子育て新システムに関し、今後必要な検討を踏まえて、税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出するとの方針を示しています。この子ども・子育て新システムの基本的な考え方は、子供は社会の希望であり、未来をつくる力として、子供のすこやかな育ちは、今の社会のすべての大人にとって願いであり喜びであるにとらえ、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下などを踏まえ、新たな一元的な支え合いの仕組みを構築しようとするものです。

現行の保育制度では、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱に、すべての子供の保育を受ける権利を保障してきましたが、新システムは、国の責任を市町村にゆだね、子供の福祉よりも経済効率を優先する内容であり、保育の地域格差拡大や家庭の経済状況による子供の保育レベルの格差も懸念されます。

また、本町の保育現場からも、新システムの子ども・子育て支援の保育事業などに対する不安の声なども上がっており、仮に制度移行した場合、新たな保育料の設定や建物の改築など、ハード面の整備、配置職員の資格の問題など、多くの課題が山積しています。

このような状況を踏まえ、子どもの権利を最優先に、市町村の実情に合った福祉としての現行保育制度を堅持・拡充することが地域の願いであることから、本意見書の提案をすることになったものです。

意見書の内容につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第2号子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年3月16日。

別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、西原浩。

賛成者、同、松原政勝、同、山田信、同、瀧川榮子、同、木嶋悦寛。

国は、少子化社会対策会議において、子ども・子育て新システムの間取りまとめについてを決定し、今後必要な検討を踏まえて、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出するとの方針を示している。この子ども・子育て新システムは、直接契約、利用者補助などを柱とする仕組みであり、多様な事業者の参入を図るとして事業者指定制度を導入し、保育の市場化、産業化を進めるものである。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子供の保育を受ける権利を保障してきた。しかし、子ども・子育て新システムは、国の責任を市町村にゆだね、子供の福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子供が受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。

子供の育ちや子育てをめぐる環境が厳しい中、都市部では保育所の待機児童が増加しており、過疎地域においては、保育の場の確保や運営が困難になっている。

今必要なことは、新システムの導入ではなく、国の責任で、保育・子育て支援施策を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子供に質の高い保育と支援を保障するための公的保育制度の拡充である。

よって、国においては、子供の権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえた上で、国の責任のもとに保育制度の拡充を図るよう、次の事項について強く要望する。

記。1、直接契約、直接補助などの国の公的保育責任の後退につながる子ども・子育て新システムに基づく保育制度改革ではなく、すべての子供のすこやかな育ちを保障するために、福祉としての現行保育制度を堅持・拡充すること。

2、国の責任において、緊急に認可保育所の整備を行い、待機児童の解消を図ること。地方自治体が待機児童解消に向けた取り組みができるよう、国が必要な支援と財政措置を行うこと。

3、保育所・幼稚園・学童保育及び子育て支援関連予算を大幅にふやし、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ること。

4、保育の質の低下につながる保育所の国の最低基準の引き下げは行わず、国の責任において維持、改善すること。

5、幼保一体化など、保育・幼児教育の制度設計に当たっては、地方自治体、保育・幼児教育関係団体、保護者などから十分な意見聴取を行い、慎重な検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日。

北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、少子化対策担当大臣。



以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により速やかに御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 発委第1号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 発委第1号エゾシカ等鳥獣被害防止対策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（小林敏之君） エゾシカ等鳥獣被害防止対策の充実・強化を求める意見書の内容について御説明申し上げます。

まずは、意見書の提案理由でございますが、道内のエゾシカの生息数は年々増加し、現在では65万頭に達するものと見られ、これに伴い、農林業被害も増加の一途をたどり、農業経営や森林資源に対する重大な脅威となっていることは言うまでもなく、交通事故による人身や車両への被害、食害による自然環境への影響も極めて深刻な状況にあります。

本町における平成22年度の被害状況は、牧草3,415ヘクタールで5億3,273万円を初めとする農業被害の総額が6億4,700万円となる状況にあり、交通事故は、警察に届け出のあった件数で64件となっておりますが、実際には、この数倍に達するものと言われております。

なお、本町では、エゾシカ被害対策事業や中山間事業などにより、21年に289頭、22年に610頭、今年度、1,070頭の駆除を行っており、今後の計画では、24年度は2,000頭、3年間で6,000頭の捕獲を行うことにより、被害額の軽減を目指していますが、これらの対策に要する費用も高額となっており、国などの財政上の措置が望まれるところです。

また、駆除の担い手である狩猟者の高齢化、狩猟免許や猟銃所持に係る複雑な手続きが、狩猟者の減少に拍車をかける要因となり、全国では、狩猟人口が過去30年間で53万人から16万人へと、37万人も減少し、本町でも、猟友会の会員が30年前の270人から、現在74人へと、196人も減少し、およそ4分の1程度の人数となっております。これが有害鳥獣の増加の一因とも言われております。

このような状況から、産業建設常任委員会での協議の結果、農業経営や森林資源などを守るため、また、鳥獣被害防止対策の推進が地域の願いであることから、本意見書の提案

をすることになったものです。

なお、委員会では、1、被害防止と鳥獣保護のバランス、2、銃器以外による多様な捕獲の実施、3、銃刀法の規制緩和による事故や事件の防止などの対応が必要であるとの意見もあったことを申し添えます。

意見書の内容につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発委第1号エゾシカ等鳥獣被害防止対策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成24年3月16日。

別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会産業建設常任委員会委員長小林敏之。

本道におけるエゾシカの生息数は年々増加し、現在、65万頭に達しているものと見られる。これに伴い農林業被害も増加の一途をたどり、平成22年度には過去最悪の59億円を超えるなど、地域の農業経営や森林資源に対する重大な脅威となっている。また、死亡事故を含めた交通事故による人身や車両への被害や、貴重な高山植物群落への食害による自然環境への影響も極めて深刻な状況にある。

国においては、平成19年に鳥獣被害防止特措法を制定し、鳥獣被害防止総合対策交付金などにより、地域における取り組みを支援してきたところである。

本道の各地においても交付金を活用し、捕獲機材の購入や侵入防止さくの整備などの対策に努めているが、生息頭数の増加は生息区域と被害区域の拡大を招き、今や災害と言わざるを得ない状況に至っている。

被害の減少を図るためには、捕獲数を現在の11万頭から15万頭程度にまで増加させ、生息数の減少を図ることが最も有効と考えるが、捕獲に要する経費の増嵩は、厳しい財政環境にある市町村にとって大きな負担となっている。

また、猟銃の使用時間帯などに関する規制が、捕獲の推進を制限しているほか、捕獲の担い手である狩猟者の高齢化、狩猟免許や猟銃所持に係る複雑な手続が、狩猟者の減少に拍車をかける要因となっている。

現在、国会においては、捕獲に要する費用等に対する財政上の措置及び狩猟制限の緩和措置等に関する関係3法の改正案が提出され、審議が行われていると承知している。

よって、国においては、深刻な鳥獣被害の防止対策を推進するため、早急に次の事項の実現を図られるよう強く要望する。

記。1、鳥獣被害防止特措法、鳥獣保護法、銃刀法改正案の早期成立を図ること。

2、鳥獣被害防止総合対策交付金において、捕獲に要する経費（捕獲に係る謝金・奨励金や捕獲個体の輸送費・処理費など）に対する支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日。

北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、警察庁長官。

以上であります。委員会全会一致で提案していますので、各議員の賛同により御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 発委第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

す。質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会宣告

○議長(渡邊政吉君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

以上をもって、会議を閉じます。平成24年第1回別海町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時52分

---

### ◎町長あいさつ

○議長(渡邊政吉君) 町長あいさつ。

○町長(水沼 猛君) 定例会の閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。まず、議員各位におかれましては、去る3月8日から本日までの実質7日間にわたりまして開会されました定例会でございましたが、本会議並びに各委員会を通じまして、活発な議論と慎重審議をいただきながら、平成24年度の各会計予算を初め各種重要案件をすべて原案どおり御決定を賜りました。心から厚く御礼を申し上げます。なお、一般会計予算と後期高齢者医療特別会計予算につきましては、残念であります。全会一致での可決には至りませんでした。御決定賜りました平成24年度の各会計予算につきましては、いずれもこれから一年間、町民の皆様の生活に欠かせない大切なものであり、予算審査特別委員会において賜りました御意見等を尊重しながら、今後の町政の運営に反映してまいりたいと考えております。

また、これら予算の執行に当たりましても慎重を期すとともに、第6次総合計画を着実

に推進をしながら、「笑顔あふれる豊かさ実感のまち、べつかい」の実現を目指して、さらに積極的に取り組んでまいり所存でございますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、2点ほど御報告を申し上げます。

まず1点目については、大雪による被害についてでございます。

全国的に大雪で、農業被害が出ておりますが、本町でも発達した低気圧の影響を受けまして、3月5日からの湿った降雪で畜舎がつぶれるなどにより、施設だけではなく、家畜への被害も出ております。なお、最終報告はこれからとなりますが、被害件数31件、このうち15頭の家畜被害がありました。搾乳牛13頭の廃用、育成牛2頭が死亡しております。そして、現在までの被害総額については、3,163万8,000円でございます。このようなことから、老朽化施設においては特に注意をされ、補強などを講じていただくなど、対策をお願い申し上げます。

2点目については、環太平洋戦略的経済連携協定、TPPへの交渉参加の情勢注視についてでございます。

米国政府は、日本がTPP交渉参加に加わる前に、協定をできるだけまとめることを目指して、今年夏にかけて協議を加速する方針とされております。日本の交渉参加が決まるのは9月の公算が大であると米通商専門誌の電子版が報じているところでございます。また、5月にTPP交渉参加9カ国の第12回会合、6月にアジア太平洋経済協力会議、APECの貿易大臣会合が予定されておまして、ここで日米首脳会談が行われる可能性もあるとの報道もございます。このようなことから、引き続き北海道からの情報提供等を含めて、町内関係団体等との協調を強化するなど、TPP情勢を注視してまいりますが、今後、緊急的に対応しなければならない状況も考えられますことから、議長を初め各議員の皆様への御理解、御協力を改めてお願いを申し上げます。

報告事項については以上でございますが、あと半月で4月からの新しい年度を迎えることとなります。そして、秋には待望の新病院がオープンをいたしますが、各議員におかれましては、今後とも御健勝で、町政発展のため御尽力を賜りますよう御祈念を申し上げますとともに、町民福祉の向上のために御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。私からのお礼と定例会閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

---

### ◎退職する幹部職員の紹介

○議長（渡邊政吉君）　ここで、本年3月31日付で退職されます幹部職員の紹介の申し出がありますので、受けたいと思います。

それでは、副町長のほうから紹介がでございます。

○副町長（磯田俊夫君）　大変お疲れのところ、貴重なお時間を割いていただきましてありがとうございます。

本年3月31日付をもって退職いたします幹部職員を紹介させていただきたいと思っております。

3月末で退職をする職員は、一般事務職、専門職を合わせまして15名おります。ここでは、代表いたします、次長以上の幹部職員を御紹介させていただきたいと思っております。

それでは、私のほうから、退職する幹部職員をまず御紹介をさせていただきます。

まず、部長職であります。皆様方から向かって左側のほうから。

総務部長の小守正です。

それから、福祉部長、田村秀男。

建設水道部長、根本幸三。

次に、次長職。福祉部次長で特別養護老人ホーム建設準備室長を兼ねております松本光永。

そして、定年前ではありますが、一身上の都合により3月末で退職いたします、福祉部次長で町民課長兼務の齋藤英彦。

実は、きょうはこのほかにもう1名おまして、産業振興部次長で水産みどり課長兼務の笠原悦雄も3月末の定年退職であります。きょうは野付漁業協同組合の総会のほうに出席しておりますので、この場はちょっと出席できないということで御了解いただきたいと思っております。

以上で、部長職3名、次長職3名、そんなことになります。

それでは、総務部長のほうから、順次、簡単に皆さん方に、退職に当たってのごあいさつを申し上げたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

(総務部長 小守正 あいさつ) (拍手)

(福祉部長 田村秀男 あいさつ) (拍手)

(建設水道部長 根本幸三 あいさつ) (拍手)

(福祉部次長 松本光永 あいさつ) (拍手)

(福祉部次長 齋藤英彦 あいさつ) (拍手)

○副町長(磯田俊夫君) 以上で、あいさつを終わらせていただきます。この面々は、ちょうどことし、そして来年の退職で、大体、団塊世代がうちの町の役場から消えていくという、特にこの世代は、行財政改革と政策実現の前面に立って頑張ってくれた世代でございます。そんなことで、議員の皆さん、大変お世話になりました。きょうはどうもありがとうございました。(拍手)

○議長(渡邊政吉君) 3月31日で退職されます幹部職員の皆様、本当に長い間ありがとうございました。

以上をもって終わりたいと思います。町長、管理職、それから議員の皆様、大変長い間御苦労さまでございました。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員